

投資	投資有価証券	株式 社債 公社債 国債 地方債 (何)出資金 電気事業会計 一般会計	負担金及び分担金	長期投資の目的をもって取得する有価証券を整理する。満期保有目的債権を含む。 銘柄別に整理する。 銘柄別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。 同上 同上 同上 目において出資先別に整理する。 契約期間が1年を超える貸付金を、目において事業会計別に整理する。
----	--------	--	----------	---

2 流動資産

現金預金	現金 預金	現金 通知預金 普通預金 当座預金 定期預金 大口定期預金 外貨預金 譲渡性預金		電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
未収金	小払資金 営業未収金 営業外未収金 その他未収金	小払資金 給水収益 受託工事収益 営業雑収益 受取利息 他会計補助金 雑収益		契約期間が1年を超えるものを除く。「営業収益」の未収分を整理する。 「営業外収益」の未収分を整理する。
短期投資	短期貸付金	諸売却代 未収消費税及び地方消費税還付金 雑口	電気事業会計 一般会計	電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。 節において事業会計別に整理する。
貯蔵品	社債 諸有価証券	職員貸付金		電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。 同上
前払費用	一般貯蔵品 特殊品			単価を付し、かつ、物品別に区分して整理する。 特殊品以外のものを整理する。 大容量の発電機、変圧器等であつて用途の特定されたものを整理する。 電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
前払金	保険料 支払利息 賃借料 補償費 賠償費 その他前払費用			前払費用に該当しないものを整理する。契約期間が1年を超えるものを除く。
その他流動資産	工事代 物品代 前払消費税及び地方消費税 その他前払金			「流動資産」のうち上記各科目に該当

国庫補助金返還金	保管有価証券 立替金 仮払消費税及び地方消費税 その他雑流動資産 (何) 工業用水道国庫補助金返還金	職員立替金 その他立替金		しないものを整理する。 一時的に現金等を立て替えて支払ったときに生じる債権を整理する。 工業用水道の廃止により、国庫補助金を返還するときに、工業用水道別に整理する。
----------	--	-----------------	--	--

3 繰延勘定

繰延勘定	企業債発行差金 開発費 退職給与金 試験研究費 災害損失 控除対象外消費税額	発行差金 発行費		電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
------	---	-------------	--	----------------------

負 債

4 固定負債

企業債				建設改良及び投資以外に充てることを目的とする契約期間が1年を超える企業債をいい、項において工業用水道別に整理する。
他会計借入金	(何) 工業用水道			建設改良及び投資以外の目的のために他の会計から繰り入れたもので契約期間が1年を超えるものをいい、項において事業会計別に整理する。
引当金	電気事業会計 一般会計			
その他固定負債	退職給与引当金 修繕準備引当金			上記の科目に該当しないもので契約期間1年を超えるものを整理する。

5 流動負債

未払金	営業未払金 営業外未払金 未払消費税及び地方消費税 その他未払金			未払費用に属するものを除く。 「営業費用」の未払分を整理する。 「営業外費用」の未払分を整理する。
未払費用				電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
短期借入金	未払給料 未払手当 未払賃金 未払貸借料 未払報酬 未払利息 その他未払費用			契約期間が1年以内の借入金を項において事業会計別に整理する。 地方公営企業法第29条に規定する「一時借入金」を含む。
前受金	電気事業会計 一般会計			電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
その他流動負債	営業前受金 営業外前受金 その他前受金 預り金			「流動負債」のうち上記各科目に該当しないものを整理する。 他から預かった現金等に係る債務を整理する。

		預り諸税 預り保証金 その他預り金	所得税 県市町村民税 入札保証金 契約保証金 その他保証金 社会保険料 債権差押額 その他預り金		
	預り有価証券 借入有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他雑流動負債				

資 本

6 資本金

自己資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金				
借入資本金	企業債 他会計借入金	電気事業会計 一般会計			

7 剰余金（又は欠損金）

資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 工事負担金 他会計補助金	電気事業会計 一般会計			資本取引によって企業内に留保された剰余によるものを整理する。
利益剰余金（欠損金）	保険差益 その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 他会計借入償還積立金 (何)積立金 当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金（借方））	繰越利益剰余金年度末残高（又は繰越欠損金年度末残高（借方）） 当年度純利益（又は当年度純損失（借方））			

収 益

8 収益

工業用水道事業収益	営業収益 営業外収益	給水収益 受託工事収益 営業雑収益 受取利息	(何)工業用水道使用料 受託工事収益 営業雑収益 有価証券利息 預金利息 貸付金利息		主たる営業活動から生じる収益を整理する。 金融財務活動に伴う収益及び主たる営業活動以外の原因から生ずる収益を整理する。
-----------	-----------------------	---	---	--	--

	特別利益	他会計補助金 消費税及び地方消費税還付金 雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	雑利息 他会計補助金 消費税及び地方消費税還付金 固定資産売却益 不用品売却益 労働保険料 有価証券売却益 その他雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
--	------	--	---	----------------------

費 用

9 費用

工業用水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費	給料 手当 給料手当振替額（貸方） 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 薬品費 維持修繕費 修繕準備金引当	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 特地勤務手当 寒冷地手当 期末手当 勤勉手当 初任給調整手当 児童手当 職員共済組合費 労災補償費 健康診断費 保健費 厚生施設費 文化体育費 職員厚生団体補助金 什器用具費 被服費 工具費 図書費 印刷製本費 潤滑油脂費 光熱水費 事務用品費 燃料油脂費 水質試験費 雑用品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費	主たる営業活動から生じる費用を整理する。 取水及び浄水に係る設備の維持及び作業に要する費用を整理する。
-----------	------	---------	--	---	--

		(貸方) 補償費 賠償費 賃借料	借地借家料 機械賃借料 雑賃借料	
		委託費 損害保険料 動力費 汚泥処理費 報酬 通信運搬費 旅費 雑費 雑損 負担金及び分担金 交付金 固定資産除却費	除却費	
	配水及び給水費	消耗品費	什器用具費 被服費 工具費 図書費 印刷製本費 潤滑油脂費 光熱水費 事務用品費 燃料油脂費 雑用品費	配水及び給水に係る設備の維持及び作業に要する費用を整理する。
		維持修繕費	建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費	
		修繕準備金引当 修繕準備引当金取崩 (貸方) 補償費 賠償費 賃借料	借地借家料 機械賃借料 雑賃借料	
		委託費 損害保険料 動力費 通信運搬費 旅費 雑費 雑損 負担金及び分担金 交付金		
	減価償却費	有形固定資産償却費 無形固定資産償却費		「有形固定資産」の減価償却費及び「無形固定資産」の減価償却費に区分して整理する。
	資産減耗費	固定資産減耗費		「有形固定資産」の除却損又は破棄損を整理する。 未だ減価償却費として費用化されていない金額をいう。
		棚卸資産減耗費		実地棚卸により、帳簿価格と棚卸資産の実際の数量が一致しないことを確認したとき、不一致額を整理する。
	一般管理費	給料 手当	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	工業用水道事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。

			休日勤務手当 夜間勤務手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 特地勤務手当 寒冷地手当 期末手当 勤勉手当 初任給調整手当 児童手当	
			給料手当振替額(貸方) 退職給与金	支払額 引当金 退職給与引当金取崩(貸方)
			法定福利費	職員共済組合費 労災補償費 健康診断費
			厚生福利費	保健費 厚生施設費 文化体育費 職員厚生団体補助金
			賃金 消耗品費	什器用具費 被服費 工具費 図書費 印刷製本費 潤滑油脂費 光熱水費 事務用品費 燃料油脂費 雑用品費
			維持修繕費	建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費
			補償費 賠償費 賃借料	借地借家料 機械賃借料 雑賃借料
			委託費 損害保険料 養成費	旅費 雑養成費
			研究費 報酬 通信運搬費 旅費 雑費 雑損 負担金及び分担金 交付金	
営業外費用		支払利息		金融財務活動に要する費用及び固有の事業活動に係る費用以外の費用を整理する。
		企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 雑利息	
		繰延勘定償却	企業債取扱諸費	電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
			開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 企業債発行差金償却 災害損失償却 控除対象外消費税額償	

特別損失	雑支出 消費税及び地方消費税 固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正損 その他特別損失	却 固定資産売却損 不用品売却原価 有価証券売却損 その他雑支出 消費税及び地方消費税 固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正損 その他特別損失	電気事業会計勘定科目表に準じて整理する。
------	---	--	----------------------

別表第四(2)中「土地造成事業及び工業用水道事業」を「工業用水道事業」に改める。

別表第五中「様式第二十号 給与資金前渡職員指定通知書」第四十七条を「様式第二十号 削除」に、様式第三十二号 見積書

第七十一条 第四節(随意契約)

「を」を「様式第三十一号 予定価格調書の二」の見積書

第七十条の二 第四節(随意契約)

第七十一条

に、様式第九

第十二号 固定資産異動報告書
第十三号 不用固定資産調書

第九十七号 第四節(保存整理) 第
第九十九条 第五節(不用固定資産)

八章(固定資産)

様式第九十一号 固定資産取得報告書
の二
様式第九十二号 固定資産異動報告書
様式第九十三号 不用固定資産調書
様式第九十三号 固定資産除却計算書
の二
第九
第九
第九

第十三条 第二節(取得)

第八章(固定資産)

十七号 第四節(保存整理)
十九号 第五節(不用固定資産)
二百条

に改める。

様式第二十号を次のように改める。

様式第二十号 削除

様式第三十一号の次に次の二様式を加える。

様式第九十一号の次に次の二様式を加える。

様式第91号の2 固定資産取得報告書(第193条の3)

(A4判)

固 定 資 産 取 得 報 告 書

秋田県企業局企業局長 様

年 月 日

課長 印

次の固定資産を取得したので報告します。

単位資産名	数 量	取得年月日	取得原価 取得価格	耐用年数	率	借 方 勘 定 科 目				国庫補助金等	取得理由	
						款	項	目	節			

様式第九十二号を次のように改める。

知									
計									
円									

年	償			計
	国庫補助金	償却対象額	普通	
円	円	円	円	円

様式第九十三号の次に次の一様式を加える。

様式第93号の2 固定資産除却計算書(第200条)

(A4判)

固 定 資 産 除 却 計 算 書		
1 所 属		
2 勘定科目		
(款)	(項)	(目)
	(節)	(細 節)
項 目	内 訳	
資 産 名	固定資産内訳表中	
		頁
数 量	固 定 資 産	内 除 却 分
取得(除却)年月日	取 得 年 月 日	除 却 年 月 日
取 得 価 格		
耐 用 年 数		
償 却 累 計 額		
帳 簿 価 格		

別表第4 巡視、点検及び検査に関する基準（第12条関係）

設備別	巡 視		点 検 （検査を含む。）			備 考		
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度			
発 電 所	水力設備 (水車を除く。)	1回/月	ダ ム	外観点検	1回/年	(※1) 河川管理者が管理するダムについては、河川管理者の定めるところによる。		
				漏水量測定			公営企業管理者が別に定める基準による。 (※1)	
				揚圧力測定			公営企業管理者が別に定める基準による。 (※1)	
				変形測定			公営企業管理者が別に定める基準による。 (※1)	
				浸潤線測定			公営企業管理者が別に定める基準による。 (※1)	
				予備動力・作動点検			1回/月	
				貯水池・調整池			外観点検	1回/年
							堆砂状況	総容量100万㎡以上で高さ15m以上のダムを有するもの 上記以外で設備保安上必要なもの
				水路			外部点検	1回/年
							内部点検	1回/3年
							水圧鉄管肉厚測定	露出管で20年以上経過したもの 1回/6年
				その他水力設備			外部点検	1回/年
				電気設備 (水車を含む。)			2回/月	水車発電機
試験・測定	1回/3年							
細密点検	1回/12年							
主要変圧器	普通点検	1回/3年						
主要遮断器	普通点検	1回/3年 (※2)	(※2) (1) ガス遮断器その他の公営企業管理者が指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。					
	試験・測定	1回/3年 (※2)						

			その他電気設備	細密点検 普通点検 試験・測定		1回/6年 (※3) 1回/3年 1回/3年	(※3) (1) ガス遮断器その他の公営企業管理者が指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器の点検の頻度については、公営企業管理者が別に定める。
			附帯設備	細密点検 普通点検 試験・測定		1回/6年 1回/3年 1回/3年	
				細密点検		1回/6年	
送配電線路	電気設備	1回/3月	送電線(※1)	細密点検		1回/5年	(※1) 鉄塔、鉄柱、電線及びびがい子等で構成するものをいう。
				試験・測定		1回/5年	
			連絡線配電線等(※2)	普通点検		1回/年	(※2) 木柱、コンクリート柱、パンザーマスト柱、電線及びびがい子等で構成するもので、送電線に該当するもの以外のものをいう。
				細密点検 試験・測定		1回/4年 1回/4年	
需要設備	電気設備	1回/月(※1)	主要機器	普通点検		1回/2年	(※1) 電路・低圧機器については、1回/2年とする。
				試験・測定		1回/4年	
			電路	普通点検		1回/2年	
				試験・測定		1回/2年	

- (注) 1 第11条第2号(臨時の巡視、点検及び検査)、第16条(事故及び異常時の措置)及び第17条(災害その他非常時の措置)の規定に基づき、上記の巡視及び点検(検査を含む。)の他に必要の都度、巡視、点検及び検査を行うことができる。
- 2 上記の巡視及び点検の頻度は、一般的基準として定めるものであり、次に掲げるいずれかの場合で、公営企業管理者が指定するものについては、設備ごとの特性を考慮した上で、当該頻度を増減できる。
- (1) 地質、地形、巡視及び点検実績等により、万一損壊等が発生しても公衆に影響を与えるおそれのない場合
 - (2) 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合
 - (3) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼすおそれのある場合

附 則
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(062)8766 FAX(063)005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄